

児童福祉法施行令の一部を改正する政令案について（概要）

1. 改正の趣旨

幼児期の教育・保育の重要性に鑑み、子どもの保護者の経済的負担を軽減する観点から、「新しい経済政策パッケージ」(平成 29 年 12 月 8 日閣議決定)及び「経済財政運営と改革の基本方針 2018」(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)において、消費税率引上げの時期に合わせて令和元年 10 月から、3 歳から 5 歳までの全ての子どもの幼児教育・保育の費用の無償化に併せて、就学前の障害児の発達支援に係る費用を無償化することとされた。

さらに、「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」(平成 30 年 12 月 28 日関係閣僚合意)においては、放課後等デイサービスを除く全ての障害児通所支援事業(児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援を行う事業)並びに福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設の利用料を無償化する方針が示された。

本政令案は、これらの方針を実現するため、所要の改正を行うものである。

2. 改正の内容

(1) 児童福祉法施行令の一部改正

障害児通所支援負担上限月額等又は障害児入所支援負担上限月額(以下「負担上限月額」という。)を定める規定(児童福祉法施行令(昭和 23 年政令第 74 号)第 24 条、第 25 条の 2 及び第 27 条の 2)において、通所給付決定保護者又は入所給付決定保護者(以下「保護者」という。)が今般の就学前の障害児の発達支援の無償化の対象となる 3 歳から 5 歳までの通所給付決定又は入所給付決定に係る障害児(以下それぞれ「無償化対象通所児童」又は「無償化対象入所児童」という。)を養育している場合の負担上限月額の考え方について、新たに規定する。

- ・ 無償化対象通所児童又は無償化対象入所児童のみを養育する保護者については、負担上限月額を 0 円とすること。
- ・ 小学校就学前児童を複数養育する通所給付決定保護者又は市町村民税所得割合算額が 77,101 円未満の世帯であって負担額算定基準者を複数養育する通所給付決定保護者については、一定の要件を満たす児童の指定通所支援に係る費用に 100 分の 10 又は 100 分の 5 を乗じて算出した額を合算した額を障害児通所支援負担上限月額等として算定するところ、これらの児童の中に無償化対象通所児童がいる場合には、その分を合算の対象外とすること。
- ・ 上記のいずれにも該当しない無償化対象通所児童又は無償化対象入所児童を養育する保護者の負担上限月額については、無償化対象通所児童又は無償化対象入所児童のいずれにも該当しない児童の指定通所支援、

基準該当通所支援又は指定入所支援（以下「指定通所支援等」という。）に係る費用にのみ 100 分の 10 を乗じて算出した額を負担上限月額とすること。

その他所要の改正を行う。

（ 2 ）経過措置

無償化対象通所児童又は無償化対象入所児童の指定通所支援等に係る費用の無償化は、この政令の施行日以後に行われる指定通所支援等について適用し、同日前に行われた指定通所支援等については、なお従前の例によることとする。

3 . 根拠法令

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 2 項第 2 号、第 21 条の 5 の 4 第 3 項、第 21 条の 5 の 12 第 2 項、第 24 条の 2 第 2 項第 2 号及び第 24 条の 6 第 2 項

4 . 公布日等

公布日：令和元年 5 月下旬（予定）

施行日：令和元年 10 月 1 日